

制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び能美市財務規則（平成17年規則第32号）第129条の規定により公告する。

平成30年7月11日

能美市長 井出 敏朗

## 1 入札に付する事項

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| (ア) 件名 | 生化学自動分析装置購入       |
| 納入場所   | 能美市大浜町ノ85番地       |
| 数量規格等  | 生化学自動分析装置 N=1台 ほか |
| 納入期限   | 平成30年9月14日        |
| (イ) 件名 | 滅菌バッグシーラー購入       |
| 納入場所   | 能美市大浜町ノ85番地       |
| 数量規格等  | 滅菌バッグシーラー N=1台    |
| 納入期限   | 平成30年8月17日        |
| (ウ) 件名 | 生体情報モニタ購入         |
| 納入場所   | 能美市大浜町ノ85番地       |
| 数量規格等  | ベッドサイドモニタ N=1台 ほか |
| 納入期限   | 平成30年8月31日        |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成30年度の能美市物品等競争入札参加資格のうち、業種「理科医療機器類」の資格を有していること。
- (2) 石川県内に本店または営業所（権限委任された支店等をいう。）を有すること。
- (3) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (4) 本公告日において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
  - ①資本関係（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
    - ア 親会社と子会社の関係にある場合
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ②人的関係
    - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
    - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、石川県が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）でないこと。
- (6) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (7) 本公告日において、市税の滞納がないこと。
- (8) 本公告の日から同物品の入札までの間、能美市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。

### 3 入札参加申請書の提出期間及び提出場所

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を下記の期間に総務部管財課まで提出すること。

- (1) 提出期間 **公告日から  
平成30年7月20日（金）正午まで**
- (2) 提出場所 能美市来丸町1110番地 能美市役所総務部管財課監理担当
- (3) 提出資料 入札参加申請書 1部
- (4) その他 郵送により提出する場合は、宛先を能美市総務部管財課監理担当とし、「一般競争入札参加申請書在中」と明記の上、配達記録、簡易書留又は書留によるものとし、切手を貼った返信用封筒を同封するものとし、提出期限までに到達したものを受け付ける。（提出期限後に到達したものはいかなる事由があっても受理しない。）

### 4 入札及び開札の日時並びに場所

- (1) 日 時 **平成30年7月24日（火）**  
**（ア）の物品にあつては、午前9時00分**  
**（イ）の物品にあつては、午前9時05分**  
**（ウ）の物品にあつては、午前9時10分**
- (2) 場 所 能美市来丸町1110番地
- (2) 場 所 能美市役所 地下1階 会議室A
- (3) 開 札 入札の日時、場所に同じ

### 5 入札及び契約の条件

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 最低制限価格 無
- (3) 契約保証金 要（契約金額300万円超えは契約金額の100分の10以上の金銭的保証）
- (4) 部分払 無
- (5) 契約の締結 落札を通知した日から5日以内（土・日・休日を除く。）

## 6 設計図書等の閲覧・貸出し

- (1) 方法 閲覧については、能美市ホームページ内または管財課閲覧テーブルにて、貸出しについては、設計図書閲覧申請書を持参すること。
- (2) 日時 本公告の日から**平成30年7月23日(月)午後4時まで**
- (3) 場所 能美市来丸町1110番地 能美市役所総務部管財課監理担当

## 7 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問事項がある場合は、下記により質問すること。

- (1) 方法 質問用紙を能美市総務部管財課監理担当へFAX及び電子メールにより提出するものとする。
- (2) 提出期限 本公告の翌日から**平成30年7月19日(木)午後4時まで**
- (3) 回答方法 能美市ホームページ内において公表

## 8 見積内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した見積内訳書を封印のうえ、受付で提出すること（入札書に同封しないこと）。
- (2) 見積内訳書の様式は自由であるが、明細書までの内訳金額の明らかなもので、入札書に記載される入札金額に対応するものであること。また、見積内訳根拠資料は、入札終了後2週間保存すること。
- (3) 見積内訳書を提出しないときは、入札に参加できない。
- (4) 見積内訳書は返却しない。

## 9 入札の方法

- (1) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再入札は1回とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

## 10 落札者の決定

この公告に示した物品を納入できると能美市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、見積内訳書を提出しない者及び能美市入札心得書に違反した者のした入札は、無効とする。

## 12 その他の事項

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 提出先及び問い合わせ先

〒923-1297 能美市来丸町1110番地

能美市役所総務部管財課 監理担当 (能美市役所 南棟 2階)

TEL (0761) 58-2205 FAX (0761) 58-2290

能美市ホームページ <http://www.city.nomi.ishikawa.jp>

E-mail: [nyusatsu@city.nomi.lg.jp](mailto:nyusatsu@city.nomi.lg.jp)